

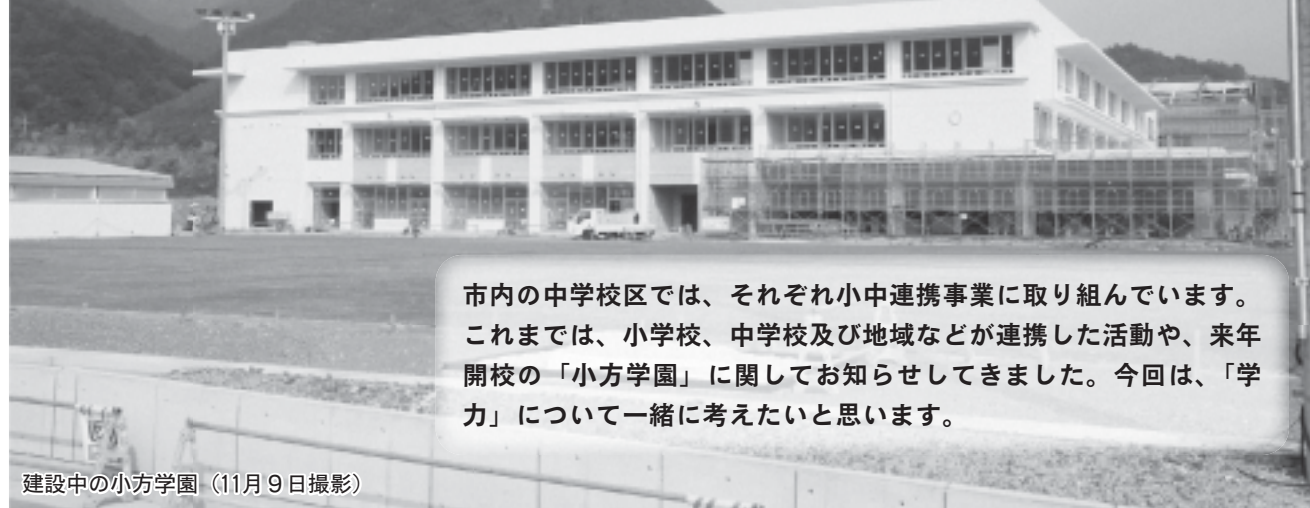


小中連携・小中一貫だより

教育委員会は、「笑顔・元気・かがやく大竹っ子の育成」を目指し、魅力的な学校づくりに向けて、「小中連携教育」「小中一貫教育」を推進しています。

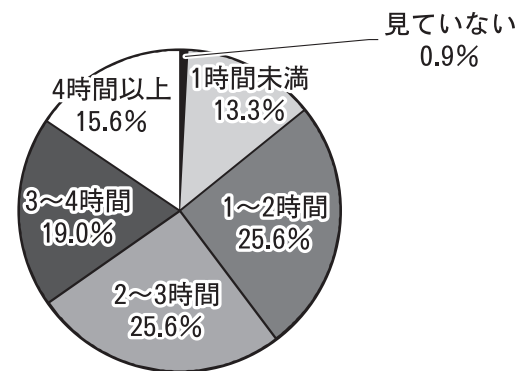
学力向上に向けて、 家庭学習の習慣を

問い合わせ 総務学事課 ☎2185



市内の中学校区では、それぞれ小中連携事業に取り組んでいます。これまで、小学校、中学校及び地域などが連携した活動や、来年開校の「小方学園」に関してお知らせしてきました。今回は、「学力」について一緒に考えたいと思います。

建設中の小方学園（11月9日撮影）



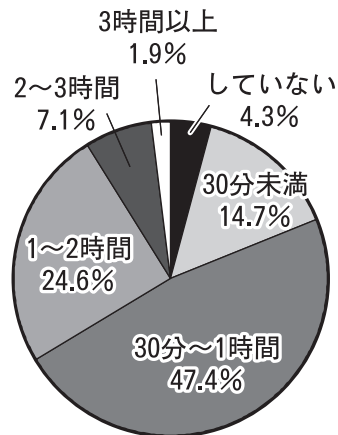
平日、1日にテレビやゲームをみる時間

子どもたちの家での状況

学校の取り組み
市では、各中学校区で、子どもたちの学力向上に向けて取り組みを進めています。

具体的には、子どもたちが「わかった！」「できる！」「楽しい！」と思える授業にするために、小学校と中学校の先生たちがお互いに授業を見て、気付いたことを話し合っています。

家庭学習についても、中学校の定期テスト期間に合わせて、小学校では「宿題やりきり週間」や「家庭学習がらばり週間」を設定しています。また、「ノーテレビデー」「ノーゲームデー」といった取り組みも、小中が連携して進めています。



平日に家で勉強する時間

ところが、小学5年生を対象に実施した「基礎・基本定着状況調査」では、「平日、1日にテレビを見たりゲームをしたりする時間」を2時間以上と回答した子どもが、60・2%でした。

学校だけでなく家庭でも
「子どもたち一人一人に生きる力をつけたい」というのは、学校だけでなく、家庭や地域みんなの願いです。その「生きる力」をつける手段の1つが「学力」といえます。「学力」は「学ぶ力」と言い換えることもできます。

調査結果から、子どもたちに「学ぶ力」をつけさせるためには、学校だけでなく、家庭での取り組みも重要であるとわかります。ぜひ、家庭学習の習慣をつけましょう。

また、同調査の「平日に家で勉強する時間」では1時間以下と回答した子どもが、66・4%でした。

長期優良住宅

適用要件	【家屋の要件】…次のすべてに該当する住宅。 ・県知事より長期優良住宅の認定を受けている住宅。 ・平成21年6月4日から平成26年3月31日までに新築した住宅。 ・居住部分の床面積が50㎡以上（一戸建て以外の賃貸住宅は40㎡以上）280㎡以下の住宅。 ※併用住宅の場合は、居住部分の床面積が家屋床面積の2分の1以上ある場合に限る。
減額期間	一般住宅（下記以外の建物）…新築翌年度から5年度分 3階建て以上の中高層耐火住宅など…新築翌年度から7年度分
減額の範囲	対象家屋の税額を2分の1減額（限度は120㎡相当分の税額）
申告期限など	【申告期限】…新築した翌年の1月31日 【提出書類】…認定長期優良住宅に対する固定資産税減額申告書 ※認定通知書の写しを添付してください。

耐震改修工事を行った住宅

適用要件	【家屋の要件】 昭和57年1月1日以前から所在する住宅。 ※併用住宅の場合は、居住部分の床面積が家屋床面積の2分の1以上ある場合に限る。 【改修工事の要件】 耐震基準に適合するための改修工事。ただし、工事費が30万円以上かかる場合に限る。
減額期間	平成22年から平成24年までの改修⇒工事完了の翌年度から2年度分 平成25年から平成27年までの改修⇒工事完了の翌年度分のみ
減額の範囲	対象家屋の税額を2分の1減額（限度は120㎡相当分の税額）
申告期限など	【申告期限】…工事完了後3カ月以内 【提出書類】…住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書 ※耐震基準適合証明書（規定書式あり）、施工前後の写真、工事明細書、領収証などを添付してください。

バリアフリー改修工事を行った住宅

適用要件	【家屋の要件】…次のすべてに該当する住宅。 ・平成19年1月1日以前から所在する住宅（貸家は除く）。 ・①～③のいずれかの方が居住する住宅。 ①65歳以上の方 ②介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた方 ③障害のある方 ※併用住宅の場合は、居住部分の床面積が家屋床面積の2分の1以上ある場合に限る。 【改修工事の要件】…次のすべてに該当する工事。 ・平成25年3月31日までに完了する改修工事。 ・次の①～⑦のいずれかの改修工事。 ①廊下の拡幅 ②屋内の階段のこう配緩和 ③浴室・トイレの改良 ④屋内の手すりの取り付け ⑤屋内の段差解消 ⑥引き戸への取り替え ⑦床の滑り止め化 ただし、工事費から公的な補助金などを除いた実質の負担額が30万円以上かかる場合に限る。
減額期間	工事完了の翌年度分のみ
減額の範囲	対象家屋の税額を3分の1減額（限度は100㎡相当分の税額）
申告期限など	【申告期限】…工事完了後3カ月以内 【提出書類】…住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書 ※施工前後の写真、工事明細書、領収証、介護保険などの補助を受けたことが確認できる書類など

省エネ改修工事を行った住宅

適用要件	【家屋の要件】 ・平成20年1月1日以前から所在する住宅（貸家は除く）。 ※併用住宅の場合は、居住部分の床面積が家屋床面積の2分の1以上ある場合に限る。 【改修工事の要件】…次のすべてに該当する工事。 ・平成25年3月31日までに完了する改修工事。 ・省エネ基準に適合する次の①と②の改修工事。 ①窓の断熱改修工事（二重サッシ化など）②①と併せて行う、床、天井、壁の断熱改修工事 ただし、工事費が30万円以上かかる場合に限る。
減額期間	工事完了の翌年度分のみ
減額の範囲	対象家屋の税額を3分の1減額（限度は120㎡相当分の税額）
申告期限など	【申告期限】…工事完了後3カ月以内 【提出書類】…住宅の省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書 ※熱損失防止改修工事証明書（規定書式あり）、施工前後の写真、工事明細書、領収証などを添付してください。

※これらの減税措置は重複して適用されません。ただし、バリアフリー改修と省エネ改修を同じ年に行った場合には、合わせて3分の2の減額を受けることができます。

固定資産税に関するお知らせ

問い合わせ 税務課 ☎2129

「家を取り壊した…」 「新築・増築した…」 「ご連絡をお願いします」
固定資産税や都市計画税は、1月1日に土地や家屋などを所有している方が市に納める税金です。12月31日まで、家屋（住宅、事務所、倉庫など）

を取り壊した場合、翌年度からは、家の固定資産税や都市計画税が課税されません。また、家屋を新築・増築した場合は、新たに課税されます。取り壊しや新築・増築した方は、すぐにご連絡ください。

適正な課税のために、ご協力をお願いします
市では新築・増築された家屋や取り壊された家屋の把握に努め、その都度調査していますが、新築・増築や取り壊しの情報が得られず、課税漏れや減失漏れとなっている場合があります。これらが確認されれば課税の更正を行うことになり、場合によっては年度を遡ることもあります。また、「住宅」の新築・増築や取り壊しの把握に伴い、

その土地の税額が変わる場合があります。適正かつ公平な課税を実現するために、ご協力をお願いします。
長期優良住宅や一定基準の改修は固定資産税が減額されます
これらの減税措置を受ける場合には、申告が必要です。概要は次の表のとおりです。